

大阪シティバス株式会社行動計画（第6回）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 9月 1日～2030年 8月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：男女の社員の育児休業取得率を70%にする。

目標2：働き方を見直して効率的な時間活用を行い、所定外労働時間を月30時間以下に削減する。

<対策>

●2025年12月～

ストレスチェック・エンゲージメンタルサーベイの結果を活用しつつ、各部署の育児・介護休業制度利用への課題を把握し、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除、介護休業に関するリーフレット等を社員に配布するなど、制度の周知を行う。

所定外労働時間について毎月モニタリングを実施し、所定外労働時間の多い部署の業務整理・改善を行い、所定外労働時間の削減を図る。